

瑞浪市総合計画審議会設置条例

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、瑞浪市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、瑞浪市総合計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育委員会委員
- (2) 農業委員会委員
- (3) 産業・経済団体の代表
- (4) 公共的団体等の代表
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員は非常勤とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議の終了をもって終わるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、10人以内で組織する。

3 部会は、審議会委員のうち、会長が指名した者、並びに会長の助言を得て市長が委嘱した専門家及び市民により構成する。

4 部会に部会長をおき、部会に属する審議会委員のうちから互選する。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年3月27日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月30日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月26日条例第3号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。